

「青森圏域5市町村国土強靱化地域計画」について

1 国土強靱化地域計画について

- 「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」において、「国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものとして定めることができる。」とされている。

2 国土強靱化地域計画策定に向けた国の促進策について

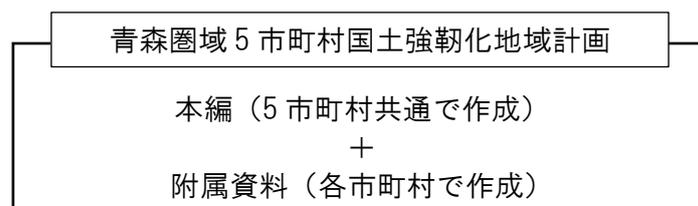
- 国では、国土強靱化をさらに推進し実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体等が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠であり、市区町村における地域計画の速やかな策定及び国土強靱化の取組を促していくことが重要との方針を示している。
- この考えの下、国では、地域計画に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」等を行うことにより、地域計画の策定及び地域の国土強靱化の取組を一層促進することとしている。

3 青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の策定について

- 市では、「重点化」や「要件化」等の国の促進策に対応することを見据え、地域計画を策定することとした。
- 策定に際しては、「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」を令和2年3月に策定したことを踏まえ、青森圏域において強靱な地域づくりを推進するため、青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村の5市町村の連携により具体的な作業を進めてきた。
- 当該計画に掲載する内容は、平成26年6月に国が策定した「国土強靱化基本計画」及び平成29年3月に青森県が策定した「青森県国土強靱化地域計画」と調和を図るとともに、各市町村の総合計画や地域防災計画等の既存の計画に基づく方針や取組の中から、国土強靱化に資するものを抽出し、再構成して取りまとめたものである。

4 青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の構成について

- 5市町村共通で作成する本編と各市町村で作成する附属資料との構成となっている。



5 策定期間について

- 令和3年度の国の国土強靱化予算の「重点化」等への対応を見据え、令和2年12月28日に策定したところである。